（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）
（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）
（略）	（略）
別表第二（第五条及び第六条関係）	別表第二（第五条及び第六条関係）
（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令
（略）	（略）
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）
（略）	（略）

改正後	改正前
第九十五条第一項、第百五十八条第一項及び第二百十一条第一項	第九十五条第一項及び第百五十八条第一項
第十条第二項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）	第十条第二項（第二十九条において準用する場合を含む。）
第七条、第十条第一項、第十八条第一項（第百二十五条第三項及び第百七十四条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第六項（第百二十六条第三項及び第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項、第百九条第一項、第百十八条、第百二十条第一項、第百六十六条及び第百六十九条第一項	第七条、第十条第一項、第十八条第一項（第百二十五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条第六項（第百二十六条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条、第四十七条第一項、第百九条第一項、第百十八条及び第百二十条第一項
第十条第一項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）	第十条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）
第四条、第五条第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項、第六十四条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第八十六条、第八十七条並びに第九十七条	第四条、第五条第一項、第六条、第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を第二十五条において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十三条第一項及び第三項並びに第六十四条
（略）	（略）